

第101回千葉県大規模小売店舗立地審議会

1 日 時:平成25年4月25日(木) 午後2時から午後3時12分まで

2 場 所:プラザ菜の花 3階 会議室

3 出席者:千葉県大規模小売店舗立地審議会委員(7名)

今関委員、臼田委員、懸田委員、鬼沢委員、木村委員
土屋委員、安井委員(書面)

事務局

浜本商工労働部次長

経営支援課 山口課長、江澤副課長、石野班長、今井副主幹
宮崎副主幹、菅原主査、菅野主事

4 開 会:

①審議案件概略説明

<事務局> 本日の審議案件は、船橋市の三山大久保ビルに係る勧告審議案件1件となっております。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

②成立要件の確認(県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。)

③県行政組織条例第32条第1項の規定により懸田会長が議長となった。

④議事録署名人選出(議長が鬼沢委員と臼田委員の2名を指名した。)

5 議 事:

○ 議題(1) 新設の届出に対する県意見の審議は、次のとおりであった。

<懸田会長> 本日の審議案件は勧告審議案件1件でございます。それでは勧告審議案件の1、三山大久保ビルにつきまして事務局から説明をお願いします。

①三山大久保ビルについて

<事務局> 審議資料及びスクリーンにより説明。

安井委員からの書面による意見は次のとおり。

事務局案に賛同する。

＜懸田会長＞ 委員の皆様方のご意見をいただきたいと思いますが、まず専門委員の木村委員をお願いします。

＜木村委員＞ 荷さばきが深夜に及ぶということで、1台の荷さばき車両の入出庫の騒音の最大値が住居位置において基準値が守られていません。荷さばき作業音については手降ろしで行うとのことでリフトなどの機械を用いた作業に比べると騒音はかなり小さいと考えます。この店舗は、変更前は食品を扱うスーパーマーケットで深夜1時まで営業しており、その時間帯まで来客車両が出入りしていました。従いまして、現況の深夜1台だけの荷さばき車両の入出庫は、以前に比べ環境騒音としては改善されていることになります。また、県が実施した、店舗周辺の町会への聴き取り調査の結果は、荷さばきの騒音は全く気にならないし、問題ないというものでした。以上のことから、今回の案件については、住民から苦情が発生した場合には迅速な対応をお願いするということで、県の案に同意します。

＜臼田委員＞ いろいろ問題は抱えているとは思いますが、実際の被害が住民の方にならない以上県の案でよろしいと思います。

＜今関委員＞ 勧告の要件には該当しないという説明がありましたので、県の案でよろしいと思います。なお、気になったこととして、基準値とは何だろうということです。今回は同意しますが、本来は基準値を守らなければならないのではという疑問はあります。

＜鬼沢委員＞ 最初にこの審議会で意見を出したことはよかったと思います。近所の町会の方に苦情がないということを聴く機会もありましたし、設置者から荷さばきの実態の報告があり届出内容とかなり違っていることが分かりましたので、今後に向けてはとてもよい機会だったと思います。今回に関して、近隣の住民の苦情がないということですので、勧告しないということでもよろしいと思います。

＜土屋委員＞ 結論からすると事務局案で賛同ということになります。色々問題点はあると思いますが、求めていた報告がなかったことについては大変残念な事態だと思います。これについては、事務局の通知書案の中で「今後は適切に対応されたい」となっていますが、報告がなかったことについてどう対応すべきか色々な法律の兼ね合いの中で考えなければいけないと思います。

事務局に一つ質問ですが、今回14条報告を求めています、法律上設置者だけでなく小売業者に報告を求めることが出来ることになっています。今回設置者の大久保製塩所から報告がないので、直接しまむらに報告を求めることは実務上普通やっていることなのか、またやることで効果はあるのかお伺いしたい。

＜事務局＞ 県ではこれまでも14条報告を何回か求めています、基本的には小売業者

でなく設置者に求めているのが全てだと思います。今回は特に、小売業者がしまむらであり、届出の一切の手続きについては設置者から委任を受けてしまむらがやっている経緯もありますので、同様の結果になると思われます。

＜木村委員＞ 今関委員の発言に関連しての騒音の基準値についてですが、経済産業省が出している指針の解説の中で、厳格に基準値以下とするよう対策を設置者に求めるのではなく、基準値を尊重しつつ、適正な対応策を講じるよう努めるものと記載されています。また、基準値についてはこれを守りさえすればいいのではなく、周辺環境を勘案して総合的に判断することが必要とされています。店舗の立地に当たってはその辺を配慮しつつ、成るべく住民の生活環境に影響を及ぼさないようにすることが必要で、騒音規制法での基準値の扱いとは異なるように思います。

＜懸田会長＞ それでは、本案件に対する県の対応案、勧告を行わないが、通知に当たってはなお書き以下を付記することについては妥当であるしたいと思います。

○ 議題(2)については、次のとおりであった。

配布資料(届出状況一覧)の補足説明を行ったほか、次回開催の第102回千葉県大規模小売店舗立地審議会の日程については後日調整のうえ決定することとした。

6 閉 会:午後3時12分閉会

平成25年 月 日

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印